

門真市立第五中学校 学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止の基本理念

この方針は、本校生徒が人間として尊ばれ、将来に向けた希望を持ちながら健やかな成長をとげることが、学校・家庭・地域の責務であるとの自覚に立ち、子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的として定めたものです。

すべての子どもは、一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重されなければならない、学校においては、子どもの健やかな発達を支援するという観点に立って、生徒や教職員が、豊かなふれあいの中で、互いを認め合い、誰もが安全で安心して過ごせるよう教育活動を進めなければなりません。

しかし、一度いじめが起ると、いじめられた子どもの内面は将来にわたって深く傷つけられることはもちろん、いじめた生徒、傍観していた生徒も含めて人と人との信頼関係が崩れ、学校のめざす教育が根底から覆されることとなります。

本校では学校教育目標として「子どもの可能性を拓く～笑顔が輝く五中生～」を掲げ、豊かな人間性を身につける為の教育を行ってきました。この目標を達成するために、いじめ防止に向けて、学校として次のような基本方針で臨みます。

- ・道徳科、総合的な学習の時間、特別活動等を始めとした、あらゆる教育活動を通して、道徳教育、キャリア教育に取り組み、豊かな社会性を育てます。
- ・学力向上・授業研究委員会を中心に授業規律の確立を図り、誰もが安心して参加できる授業づくりに参画する態度を育てます。
- ・養護教諭(学校保健委員会)を中心に生徒自らが自分の健康管理を行い、健康で安全な学校生活を送る態度を育てます。
- ・学力向上・授業研究委員会を中心に魅力ある授業づくりに取り組み、生徒の学習意欲を高めます。
- ・人権教育部を中心に人権教育を充実させ、豊かな情操を育てます。
- ・行事・生徒活動部を中心に体育祭や合唱祭などの行事を通じ、生徒自らが達成感を持ち、お互いを尊重する態度が身につくよう育てます。
- ・支援教育部を中心に、学校全体において、すべての生徒に対しての支援教育を充実させます。

2. いじめ及びその解消の定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。(いじめ防止対策推進法第2条)

また、いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることは出来ず、「いじめが解消した」状態とは少なくとも①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(3か月が目安)継続している②被害者が心身の苦痛を受けていない(本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する)、という2つの要件が満たされている状態をいいます。

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 目的

いじめ防止に係る学校としての様々な取組の中心となり、いじめ防止に取り組めます。

(3) 構成員

校長、教頭、生徒指導部(生徒指導主事、児童・生徒支援コーディネーター、養護教諭を含む)、支援教育部(通級指導教室担当、特別支援教育コーディネーターを含む)、学年代表等

※必要に応じて関係する教職員、関連諸機関、専門家(SC、SSW等)を構成員に加えます。

(4) 役割

【未然防止・早期発見・事案対処】

- ・学校のいじめ防止基本方針に基づく年間指導計画(いじめアンケートの内容を含む学校生活アンケートや教育相談週間、道徳科や学級活動等におけるいじめ防止の取組など)の作成・実行の中核的役割を果たします。
- ・いじめ相談・いじめ通報の窓口、複数の教職員が個別に認知した情報の収集・整理・共有を行います。
- ・いじめの疑いのある情報があった場合には、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、関係生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の正確な把握といじめであるか否かの判断を行い、指導・助言の体制の構築、方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施します。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・基本方針をPDCAサイクルで検証し、必要に応じ、また定期的に見直しを行います。
- ・年間指導計画の作成、実行、検証、修正を行い、その計画に基づきいじめの防止等に係る校内研修の企画・実施等を行います。

4. いじめの未然防止

いじめの背景には、子どもたちの異質な者を排除しようとする意識や遊び・ふざけ感覚、家庭や学校での様々な不満やストレス等があるとの指摘があります。何らかの不満やストレスを抱えている子どもは、「自分を大切に思ってもらえていない」「誰かに認めてもらいたい」と思う傾向が強くなります。そのため、感情をコントロールできなくなり、周りの人に八つ当たりをしたり、他者をおとしめ自尊感情を維持しようとしたりすることで、自分自身を保とうとします。従って、いじめを防止するためには、自分とは異なる者でも自分と同じように大切に感性や意欲・態度を育てるために道徳・人権教育の充実を図るとともに、学習への苦手意識や学校・家庭での様々な軋轢などから生じる子どもの不満やストレスの原因をさぐり、その低減を図ることも必要です。

また、生徒一人ひとりが学校や学級内に自分の居場所を見つけ、友達とのつながり確かめることができるような学校・学級づくりを進めることによって、学校・家庭等での不満やストレスがあってもいじめにつながらないような安定した人間関係を作ることができます。

学校では、これまで行ってきた学校・学級づくりをいじめ防止の観点から常に見直し、全ての生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう再構築を図る必要があります。

そのために、本校では、以下のような取組を進めます。

- ・いじめについての共通理解を図る為の校内研修を行います。
- ・学級を中心とし、学校全体においていじめを許容しない雰囲気醸成します。
- ・生徒一人ひとりの個性や多様性を認め、自分や他者のいのちを尊重し、豊かな人間関係を育み、安全で安心できる学校をつくる取組を行います。
- ・「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を感じられるよう、生徒一人ひとりの多様性を尊重し、良さや可能性を伸ばすことができるような取組を行います。
- ・発達支持的生徒指導として、生徒の自己有用感、自己肯定感を育む取組を行います。
- ・すべての子どもを対象に「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つよう、人権教育や市民性教育を推進するとともに、生徒の社会性を育て、お互いの人格を尊重する態度を養うための教育を行います。
- ・課題未然防止教育として、道徳科や学級活動等において法や自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身に付ける取組を行います。
- ・生徒が主体的にいじめ防止に取り組む活動を推進します。
- ・分かりやすい魅力ある授業づくりの実現の為の研修、研究を行います。
- ・学校と家庭、地域が連携し、協働できる体制作りを進めます。

5. いじめの早期発見

いじめは、たとえば大人が気づきにくい場所等で悪ふざけのような形でしばしば行われることを心に留め、子どもが発する小さなサインを見逃すことのないよう、日ごろから丁寧に生徒理解を進めます。また、近年は、SNSを介したインターネット上の誹謗中傷、仲間外しなど、表に出にくく、学校だけでは認知することが難しいいじめも増えています。アンケート調査を実施するほか、家庭や地域、関係機関と連携を図り、重大な事態になる前に、いじめに気付くネットワークを拡げ、早期発見に努めることが大切です。

そのためには、子どもの表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いをはせる必要があります。生徒の表情や学級の雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知しようとする姿勢が求められます。子どもの変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかくながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければなりません。

そのために、本校では、以下のような取組を進めます。

- ・学期に一度、いじめについてのアンケート調査を行い、調査、対応を行います。
- ・日頃から生徒の様子を把握し、小さな変化や兆候を見逃さないよう努めます。
- ・三者懇談、日常の生徒との会話、教育相談期間を設ける等、あらゆる機会を活用して相談活動を行います。
- ・いじめ防止対策委員会を中心に、組織的な気付きを促すよう努めます。
- ・各機関、団体が実施するいじめに関する電話相談（「すこやかダイヤル」「子ども家庭相談室」「24時間子供 SOS ダイヤル」）等の周知に努めます。

6. いじめ問題への対応

いじめを把握したら、何よりも被害者保護を最優先し、組織的対応によって問題の解決を図ります。二次

的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、当該生徒の心情を理解し、心の傷の回復に向けた本人への支えと周りの生徒への働きかけを行うと同時に、学校全体として再発を防ぐ取組につなげていくことも大切です。生徒の気持ちを受け止めて的確な対応を行うためには、組織的な体制が機能していることが不可欠であり、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、この「組織」が責任を持って問題の解決にあたることとなります。

そのため、本校では以下のような取組を進めます。

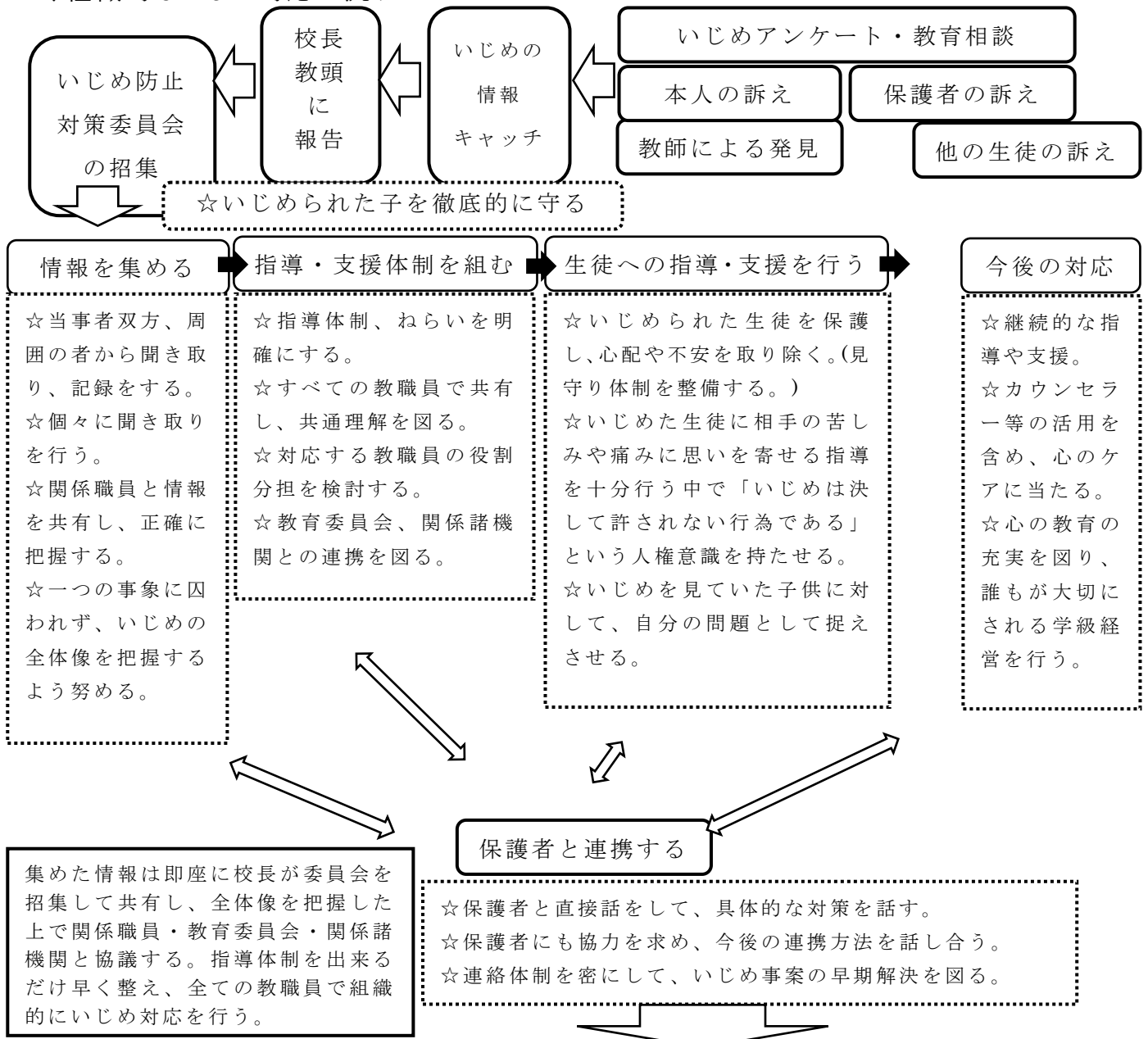
- ・いじめ対策の為の校内組織を設置し対応にあたります。
- ・被害生徒、加害生徒に対しては人格の成長を旨として、教育的配慮の下、適切にケアや指導を行います。
- ・インターネット上のいじめを含め、いじめ発生時においては、関係機関、専門機関と連携し、対応にあたります。
- ・生徒の主体性を尊重するとともに、生徒の話を十分に聞いて対応します。
- ・「誰も助けてくれない」という無力感を取り払うことができるよう、対応にあたります。
- ・いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝えます。
- ・子どもの心情を大人の思い込みで勝手に解釈し受け止めないよう、真摯に向き合い対応にあたります。
- ・被害生徒の「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくります。
- ・被害生徒のニーズを確認し、危機を一緒にしのいでいくという姿勢に基づき、安全な居場所の確保や加害生徒や学級全体への指導に関する具体的な支援案を提示します。
- ・加害生徒の指導はもちろん、加害生徒と被害生徒の関係修復を図ります。
- ・いじめを把握した場合、いじめの解消を目指します。また、卒業するまで、日常的に注意深く見守り続けていきます。

7、年間計画

	1学期	2学期	3学期
1年	学年集会 班活動や校外学習の取組を通じたなかま作り いじめについて考える SOSの出し方	体育祭・合唱祭取組を通じた集団づくり 学年集会	学年集会
2年	学年集会 校外学習の取組みや班活動を通じたなかま作り いじめについて考える SOSの出し方	体育祭・合唱祭取組を通じた集団づくり 学年集会	学年集会
3年	学年集会 修学旅行の取組みや班活動を通じたなかま作り いじめについて考える SOSの出し方	体育祭・合唱祭取組を通じた集団づくり 学年集会	学年集会
全体	全校集会（月1回：始業終業式、生徒集会） いじめ防止対策会議（定例通年） いじめ防止の周知・いじめアンケート 三者懇談、教育相談、警察等の講話	全校集会（月1回：始業終業式、生徒集会） 校内研修・いじめ防止対策プログラム検証 三者懇談、教育相談、支援・人権集中実践 いじめアンケート	いじめ防止基本方針見直し いじめアンケート 全校集会・卒業式、入学式へ向けて

※この予定以外にも、道徳・特別活動等と連携しながら課題解決のための取組を検討・実施します。
 ※PDCA サイクルに基づき、いじめへの対処のみならず、取組みが計画的・効果的に進んでいるかを検証し、必要に応じて学校基本方針や計画の見直しを行います。

8、組織的ないじめ対応の流れ



※生命または身体の安全が脅かされるような重大な事案及び学校だけで解決が困難な事案が生じた場合、「いじめの重大事態に調査に関するガイドライン」に基づき、適切に対応

学校長⇒ 教育委員会・警察・関係諸機関

9、重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた場合や、生徒が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合等、校長が重大な事案及び学校だけでは解決が困難と判断した場合は「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(令和6年8月文部科学省)により適切に対応し、直ちに市教育委員会へ報告を行います。

事態の解決に向けて校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の指導・支援のもと、学校が主体となっていじめ防止対策委員会に置いて事実関係を明確にするための調査を開始する等、適切かつ迅速に対処し、解決にあたります。その際、必要に応じて専門的知識及び経験を有する関係諸機関や警察とも連携を取ります。なお、調査主体が教育委員会となる場合は、その指示のもと、資料の提出など調査に協力します。

いじめを受けた生徒及びその保護者に対しては、当該調査にかかる重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとします。調査結果については市教育委員会に報告し、その結果を踏まえた必要な措置を取ります。